

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成25年9月12日 午前9時59分～午後1時40分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦
副委員長 中島 由美子
委員 瀬尾 和敬
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博
委員 新原 春二
委員 今塩屋 裕一

○その他の議員

議員 川畑 善照
議員 谷津 由尚

議員 成川 幸太郎
議員 帯田 裕達

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田 修一
市民課長 榊 順一
環境課長 寺園 良介
川内クリーンセンター所長 染川 秀夫
市民健康課長 穴野 克己
課長代理 福壽 清則
保険年金課長 中村 真
障害・社会福祉課長 徳留 真理子

高齢・介護福祉課長 仙名 浩貴治
福祉課長 坂元 安夫
子育て支援課長 吉川 真一
課長代理 西田 光寛

税務課長 山口 秀昭
収納課長 枇杷 繁

○事務局職員

議会事務局長 田上 正洋
課長代理 南 輝雄

議事グループ専門員 久米 道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第115号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第116号 平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	福 祉 課

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターについては、同時に審査を行います。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において、随時、許可します。

△部長の概要説明

○委員長（江口是彦）それでは、市民福祉部の審査に先立ち、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さんおはようございます。それでは審査に入る前に、今回、市民福祉部で提案しております議案等について、概要を説明させていただきたいと思います。

まず、一般議案についてはございませんが、一般会計補正予算、それと国保直診勘定特別会計、それと介護保険事業特別会計の三つの議案について、お願いしているところでございます。

なお、補正予算の概要につきましては、大きく5点ほどございますが、まず、人件費の調整をいたしております。これは4月の人事異動と、職員の給与及び管理職手当の削減による関係で、諸般の経費の補正を行ったところでございます。

それと環境課関係では、この後、詳しく説明させていただきますが、甌島のごみ搬出方法の変更にかかります経費の補正を行ったところでございます。

それと、子ども・子育て関係では、子ども・子育て支援制度が平成27年4月から始まるところでございますが、これらに係ります電子システムの構築に関する経費等を、併せまして保育所の緊急整備事業として、ひまわり園の施設整備補助を計上しているところでございまして、計画としては、定数60の部分で20増の80にしたいというも

のでございます。

それと、介護保険事業特別会計におきましては、在宅医療と介護サービスの連携体制を構築するための協議に要する経費を、補助金という形で計上したところでございます。

なお、詳細につきましては、この後、関係課の審査の中で御説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）まず、議案第106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）それでは、補正予算の説明をさせていただきたいと思います。

予算に関する説明書に基づいて説明させていただきます。第2回補正分です。

36ページにつきましては、今、部長のほうからありました人件費の関係ですので、省略させていただきます。

37ページにまいります。

4款2項5目ごみ処理費でございます。事項の一般廃棄物処理費の通信運搬費、これは主に運搬費になりますけれども、減額の155万6,000円ということでございます。

この内容につきましては、一般質問で江口議員のほうからも質問がございましたけれども、7月から甌島の可燃ごみを島外搬出したしまして、川内クリーンセンターのほうで処理するという形をとりましたんですけれども、初日から若干、臭気関係でトラブルがございまして、貨客船のほうを使えない状況が、今、発生しております。貨物船主体で使うということで、計算をし直しましたところ、1回当たり6,700円の差額がありまして、これにつきまして貨物船主体にしますと、これだけの減額が出てまいりますということでございます。

それからもう1点が、同目の事項の甌島クリーンセンター管理費280万円の備品購入費をお願いしとるところでございますけれども、上甌のクリーンセンターで、ごみの積みかえ用のフォークリフト、これが旧環境センターが使っていたものをリユースしておりました。これは平成4年4月に購入したもので、かなり古いもので、実は7月の搬送直前に、ちょっと故障したんですけれども、部品がないということで非常に慌てまして、次回、故障すると、またそういう形で非常に時間がかかるということで、今回、予算をいただきまして、新たに購入させていただきたいというものでございます。

予算につきましては、以上でございます。

また、島外搬出のごみ関係につきましては、利用関係も含めまして状況を、後ほど所管事務調査のほうで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 後で詳しくということですが、ここで減額というふうになっているのが、ちょっと気になりまして。いわばフェリーで運ぶのと貨物船で運ぶのでいけば、貨物船が安かったと。これはちょっと調査を前もってされていたと思うんですけれども、どうしてこういうふうになったのか。安いものが、やむを得ず高くなったというんだったらわかるんですけどね、そういうところがちょっと気になるものですから、もう少し御説明いただけますか。

○環境課長（寺園良介） 後ほど御説明申し上げますつもりだったんですけれども、要は1隻じゃ——やはりドック等に入った場合、そのドック期間中をどうするんだと。それから1隻で独占的に搬送した場合に、ちょっとこちらの言い分が、なかなか通らない部分があるとか、そういう部分がありまして、市としては最初から2隻、何とかお願いしたいなというふうには思ってたところなんですけれども。

実は、以前に、貨客船については臭気トラブルがございまして、ちょっと無理だろうなというふうに思って、1隻で計画はいたしてたんですけれ

ども、御存じのとおり輸送貨物が、非常に減ってきているという状況がございます。

その中で貨客船側から、ぜひ使ってくれんかというお話がありまして、臭気対策についても貨客船側で何とか配慮いたしますのでということで、ちょうどこちらも2隻、何とか確保したいなと思ってたものですから、じゃあ2隻でいきましょうかということで、2隻で計画をしてたんですけれども、その初日から、このにおいじゃお客さんにちょっと困ると。こちら側も、やっぱり観光客等が乗ってこられるので、このままじゃちょっとまずいかなということで、当面、1隻で対応せざるを得んということで、1隻で積算をし直したというところがございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第106号に係る審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（寺園良介） 市民福祉委員会資料に基づいて、説明をさせていただきたいんですけども、実は、あわせて9月の6日のほうに、土壤汚染対策法の要措置区域の指定、薩摩川内市において、そういう地域が出ました。その工事がございまして、工事に基づいて6日の同日付に、主要事項報告をさせていただいたんですけども、若干、中身が皆さん、なじみが薄いんじゃないかなと思いますので、それをちょっと主要事項報告の補足説明をさせていただきたいので、あわせて本日、ちょっと資料を配付させていただきたいんですけども、委員長の許可をいただきたいんですけども。

○委員長（江口是彦） 資料の配付をお願いします。

〔資料を配付〕

○委員長（江口是彦） では、2件について課長

の説明を求めます。

○環境課長（寺園良介） それでは、市民福祉委員会資料の8ページをお開きください。

大きな項目の2番から説明をさせていただきたいと思います。

貨客フェリー利用等の経緯でございます。

（1）です。平成13年度、下甕村が6カ月間、ごみ収集車を貨客フェリーで海上輸送をした際に、臭気についての苦情があったことを踏まえまして、同フェリーでの搬送は困難だと判断いたしました。当初は、貨物フェリーのみによる搬送を計画しておりました。

（2）でございます。貨客フェリー側より輸送貨物の減少対策として、貨客フェリーの利用についての要望がございまして、同社による臭気対応等を前提に、同フェリーを加えて貨物フェリーとの2船での輸送計画を組んだところでございます。予算につきましても、2隻という形での予算を組まさせていただいたところでございます。

（3）は、これは条件としてですが、海上輸送手段が2船確保されましたことから、甕島の各クリーンセンターに、現在、設けてありますけれども、ストックヤードの規模を、20日ストックから10日ストックへ縮小したところでございます。

大きな項目の1のほうに戻ります。

経緯でございますけれども、（1）です。平成25年4月から、甕島の可燃ごみを大型のごみ収集車に積み替えまして、貨客フェリーと貨物フェリーでの海上輸送により、川内クリーンセンターへ搬出を開始いたしました。

（2）です。7月3日の初回航行日でございます。貨客フェリーで臭気に対する苦情がございまして、私ども確認にまいりましたが、同フェリーでの島外搬出につきましては、観光客等の乗船に支障を来すことから、困難な状況となっている状況でございます。

（3）は、これまでの状況でございますけれども、貨物フェリー、この搬送につきましては、休憩室がございませんことと、それから揺れが大きいという状況がございまして、貨物フェリーに車だけ乗せて、運転手のみ貨客フェリーに乗船した場合は、新たに旅費が発生してまいります。費用負担になるということです。

それから、これは総体的になるんですが、年間を通して、出張時間を含めて拘束時間が長いなど、職員の負担増になるんじゃないかという状況が出てきておるところです。費用負担と職員の負担でございます。

大きな項目の3でございます。平成25年度の今後の対応なんですけれども、①といたしまして、貨物フェリーの14日間のドック入れの代替措置のため、今後においても契約は貨客がフェリーが使えるような形で、搬送状況は確保をしておきたいということでございます。

これにつきましては、実は月に2回程度、ごみを降ろした後の空になった状況、洗車を済ませて空になった状況を月に2回程度、今、臭気をどうやったら抑えられるかというテストをさせていただいております。荷台部分にブルーシートで、おしめみたいな形で覆って、そこから蛇腹の吸気管を使って吸気ダクトのほうへ持っていく。ファンでおいを吸い込むというような状況をとっておりますけれども、貨客フェリー側からオーケーはまだ出てないところです。

貨物フェリーのドックが来年の5月ですから、そこまでは何とか臭気対策をして、ドック期間中の貨客フェリーを利用できるような形ができないかなということで、今、テストしているところでございます。

それから③です。まず、現在は貨物フェリー主体の搬送といたしております。経費の削減は、ある程度できておりますけれども、更に職員の負担軽減のため、8月から本土側の搬送を業者に業務委託化を行うということで、実施をいたしております。

（2）ですけれども、平成25年度8月以降の島外搬出業務の概要ですけれども、上の直営部分、これが職員が行う部分です。甕島クリーンセンターのストックヤードの管理です。費用の徴収と、それから清掃作業と積み込み作業とあります。

それから②が、甕島クリーンセンターと、甕島の港までの大型パッカー車の搬送、ここまでは職員にさせていただくことということでございます。

その下の委託、これが業者をお願いする分ですが、各港で大型パッカー車を貨物フェリーと貨客フェリーに積載する。貨客フェリーは、もう積載回数は激減しております。ほとんどが、貨

物フェリーという形になります。

それから貨物フェリー、それから貨客フェリーにより運転手なしで海上輸送、それから本土側の運転手は串木野新港と川内クリーンセンター間の大型ごみ収集車の搬送、おろした後の清掃作業等までしていただくという形で、(3)の9月補正で、通信運搬費につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、155万6,000円の減額となっておりますけれども、委託料ですね。これはごみ収集委託料をもっております。これは甬島、本土の収集運搬、集荷場からクリーンセンターまでの結構大きい費用なんですけれども、これは毎年、災害等に備えて、大体1カ月分ぐらい残るような形に残させていただきまして、970万円ほど執行残がございます。その中の42万円を流用させていただきまして、本土側の搬送委託経費に使わせていただくと。ですから8月から3月までの本土側の委託経費が42万円かかりますので、差し引きしますとフェリー代は減ったけれども、実際は113万6,000円の減額になりますということでございます。

甬島地区の可燃ごみの島外搬出につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

このまま続けて説明させていただいてよろしいですか。

○委員長（江口是彦） 続けて、説明をお願いします。

○環境課長（寺園良介） では、続きまして、今ほど配らせていただきました市民福祉委員会資料の鹿児島県公報が表にきております。これは公報をそのままコピーをしたものでございます。下の告示欄です。

鹿児島県告示第948号ということで、土壤汚染対策法により、要措置区域として指定しましたと、県のほうから指定の公示がございました。

第948号につきましては、要措置区域の指定でございます。

それから、下の第949号につきましては、形質変更時要届出区域でございます。地番は、小倉町字鍋山5612番の一部ということで、これは一つの事業者でございます。平成21年度まで事業をされていらっしゃいました。今は、事業をやめていらっしゃいます。平成21年度までは、配送センターという形でございました。

その前、昭和45年から昭和54年まで、アセチレンガスの製造をしていた会社でございます。

この資料の2枚目をお開きください。

土壤汚染対策法に基づく区域指定についてということでございます。

まず、土壤汚染対策法の制定の背景でございますけれども、工場跡地の再開発等に伴い重金属、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化、放置すれば人の健康に影響が及ぶことが懸念されるが、関係する法制度がないということで、平成14年5月29日公布、平成15年2月15日施行でございます。

ただ、法に基づかない自主的な調査により土壤汚染が判明することが多い。それから掘削除去という過剰な対策がとられることが多い。これが不適切な場合もあるということで、汚染された土壤の処理に関して、不適正な事例が顕在化というような状況がございまして、平成21年4月24日に一部改正されまして、平成22年4月1日から施行されているものでございます。

それから、大きな項目の2ですけれども、土壤汚染状況調査実施の時期でございます。

有害物質を製造、使用、または処理する水質汚濁防止法の特定施設の使用を廃止したときに、調査をしなければならないというふうになっております。

それから(2)は、3,000平米以上の土地の形質変更が行われる際、県知事が必要を認めたとき。

それから(3)が、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事が認めたとき。

(2)と(3)は、いずれについても土壤汚染により健康被害が生ずるおそれが、もしくは土壤汚染のおそれがあると県知事が認めたときということになります。(1)だけが、使用廃止をしたときということで、今回、使用廃止をされたということで、事業所がその法に基づき調査をされた結果、有毒性の物質が出てきたということでございます。

大きな項目の3ですけれども、要措置区域等の指定です。

まず、土壤汚染の摂取経路、この摂取経路は、人体への摂取経路と考えていただいたほうが良いと思います。

要措置区域は摂取経路がある場合、要措置区域になります。

それから形質変更時、要届出区域は、摂取経路はないと。

それから健康被害の生ずるおそれがある場合は要措置区域、ない場合は形質変更時要届出区域です。

汚染の除去等の措置につきましても、要措置区域につきましても必要で、形質変更時要届出区域については不要でございます。

その下のフロー図でございますけども、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合、その下は参考で書いてあります。自主調査で土壤汚染が判明した場合の区域指定は、これは申請はできるということです。通常は、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合、法に基づいた調査を企業のほうでされて超過した場合、先ほどの摂取経路がある。それから健康被害の生ずるおそれがある場合については要措置区域、もしくは形質変更時要届出区域、いずれかの区域に指定をされるということでございます。

ただ、今回の場合は、区画が2区画に分かれまして、溶出量基準と含有量基準、ちょっとわかりにくいかもしれないんですけども、要は、要措置区域でもあり、かつ形質変更時要届出区域でもあるという形での指定を受けているところでございます。

これは汚染の除去が行われる、いわゆる土壤全部取ってのけた場合には、区域指定は解除されるところでございます。

汚染土壤の搬出につきましては、運搬基準がございます。それから管理票の交付と保存、管理票の保存が義務づけられてるということと、それから、その右側の表が、全国の区域指定状況があります。

要措置区域が全国が104、それから形質変更時要届出区域が872、九州については2と59という形でございます。鹿児島県については、要措置区域はゼロ、それから形質変更時要届出区域が1というのが、9月2日現在でございます。ですから、川内の分が9月6日に告示されましたので、鹿児島県が上と下の行、それぞれ1、1増えてくるという形になります。

その上の特定有害物の種類は、25種類ありま

す。これは水質汚濁防止法に基づく特定物質と、ほぼ同じという形になります。

以上、法の関係について説明しましたが、ちょっとわかりにくいですかね。要は、事業者のほうで自主的な調査をされたら、この特定有害物質が基準値を超える値が出てしまったということです。事業所の敷地面積は5,000平米ほどあるんですけども、その中の41.8平方メートル、1%に満たない部分から、そういう物質が出たということでございます。

今後につきましては、こういう形で措置をされましたので、事業者のほうとしても除染、除去をしたいという意向は持っておられるということでございます。

摂取経路ですけれども、摂取経路につきましては、この基準値オーバーをした地点から半径80メートル以内となっているんですけど、実際100メートル以内に飲用井戸があるかどうかという調査をさせていただきまして、4件ございまして、4件のうち1件は温泉なんですけれども、あと2件が飲用井戸で、あと1件の井戸は、業者が車の洗浄等に使われる井戸ということで、その井戸が半径100メートル以内にあったということで、摂取経路があるということで、要措置区域に指定をされたということであります。

ちなみに、その井戸につきましては、県のほうで井戸水の調査をしていただきまして、調査結果としましては異常なしということで、水銀等の検出はされておられません。

それと、業者のほうも調査をする義務がありますので、敷地境界をボーリング調査をされまして、地下水の調査をされましたけれども、そこから水銀等の有害物質等は出てないという結果は、いただいております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

なお、委員による質疑は、甑島地域可燃ごみ島外搬出についてを先に行い、その後、土壤汚染対策について質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（新原春二）1船体制に今のところなつたんですが、1船体制になったんですね。

○環境課長（寺園良介）1船体制です。

○委員（新原春二） その場合、先ほど言われた、その船がドック入りのときの対処は考えてらっしゃるんですか。

○環境課長（寺園良介） 済みません。先ほどちょっと、資料の中で触れさせていただいたんですけども、ドックが大体2週間です、14日。当初、ストックヤードを20日を見てたんです。そうすると、若干トラブルはあっても、十分だろうというふうに考えてたんですけども、2船体制で10日に落としてしまったので、ちょっと困るなという状況が、今、出てるということでございます。

ですから3月ぐらいまでに、何とか貨客フェリーのほうの臭気対策を、うまくフェリー側とうちと、あわせてやっぱりやっていかないかなかなと。そのくらいまでには、何とか結論を出したいなというふうには思っているところでございます。

○委員長（江口是彦） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） このお話が出たときに、たしか委員会でも少し説明があって、臭気対策は大丈夫ですというような話だったと思うんですよ。それは実際にやってみて大丈夫だったということではなくて、何か根拠があったんですかね。大丈夫だという。

○環境課長（寺園良介） 若干のにおいては、今、市中を走ってるパッカー車についてもいたしますので、その程度においてはするだろうなという想定はしてたんですけども、フェリーの中の閉鎖空間にそれをもっていったときに、どの程度たまるかと。そこがちょっと想定をできてなかった部分かなと。

ただ、貨客フェリーさんのほうが、それについては、より対応を御存じの部分のノウハウ等があるんじゃないかなと。そこら辺をちょっと相手に頼ってしまった部分もあったかもしれません。

○委員（井上勝博） 実際に走っている車さえも通ったときに、ちょっと臭気をするわけですから、予想できることだったわけで。やっぱり1回試してみるとかということ、やるべきだったんじゃないかなと、今から考えると。その辺については、やっぱり今後、もう1回そういう試験をするということは、せないかんのじゃないかなと思うんですが、どうお考えですか。

○環境課長（寺園良介） おっしゃるとおりだと思うんですけども、今現在は、先ほども申し上げましたとおり、月2回ほど空の状況ですけども、お客さんに影響がないような状況で、テストをやっている状況ですので、御了解いただきたいというふうに思います。

何とか今年度中には、めどをつけていきたいなというふうには思っているところでございます。

○委員長（江口是彦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） では、続いて、土壤汚染対策法の問題について御質疑願います。

御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 鹿児島県で初めてということになるわけですね。この今の状態からいったら、これに一つ加えて、1になる。そうじゃないですか。ちょっと、そこら辺がよくわからなかったんです。

○環境課長（寺園良介） 先ほどフローチャートの中で申し上げました、一番下から2番目のフローですね。汚染の除去が行われた場合は、区域指定は解除されます。現実的には、鹿児島県で4番目という形になります。鹿屋市と霧島市、そこはもう除染されて、区域解除がされております。今、出水市が1カ所残っているという状況です。

ただ、これが形質変更時要届出区域なものですから、敷地がちょっと広いというふうに聞いております。

○委員長（江口是彦） ほかに質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 井戸をお持ちの方については、検査した結果、問題ありませんよとなつてはいるけれども、ものすごい不安というか、いつ土壤に染み出してくるんじゃないだろうかという不安が出てくると思うんですよ。定期的に、今後も検査はするということになるんでしょうか。

○環境課長（寺園良介） 鹿児島県公報の告示の948号の3項、指示措置として、地下水の水質測定というのがありますので、これを解除するまではやらなければならないという義務が出てまいります。事業者がやらなければならないということになります。

ただ、事業者の意向としては、遊んでいる土地だから早く処理をしたいということで、汚染の除去を早くしたいというふうにとっていらっしゃる

ます。

それと井戸水を持っていらっしゃるごとの皆様には、一応、調査結果は皆さんに連絡は済ませているところでございます。

○委員長（江口是彦） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

なお、一括質疑をお願いします。

○議員（成川幸太郎） 可燃ごみの島外搬出について、ちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど井上委員からありましたように、予定外のことが起こってコストが下がるということになったのをさっき説明受けたんですが、その要因が、貨客フェリー側から減少対策として、利用してくれと言われたと。その結果150万円、大きな金額になっていたのが、たまたま使えなくなったんで下がるということなんですけども、最初、要請があったときに、貨物フェリーと同額にするような、これだけコスト削減やいろんなことを言われながら、一方では安いというのはわかっていて、要請があったから高いほうを使ったというのは、そういうときには、その対応は何もされなかったんですか。

○環境課長（寺園良介） この料金につきましては、海運局の定める料金ということで、会社のほうで、随時、どうこうできるものではないというふうに聞いております。貨物のみを使う料金のほうが、海運局の定める料金として安くて、お客さんまで乗せる分については、やっぱり高目の料金設定になっていて、貨客フェリー側では、それを独自で下げるとするのは、できないというふうに聞いております。

○議員（成川幸太郎） 2船体制で、ドック入り対策ということだったと思うんですが、最初に、主を貨物にしたらもっと安くなって、貨物がドック入りのときに、貨客フェリーを使うという体制にしてたら、もっと違ったんじゃないかなという気もするんですが。

○環境課長（寺園良介） それはおっしゃるとおりの部分がございます。ただ、基本的には両方、特に貨物フェリーのほうは、地元の甌島の業者さんということもございまして、できるだけ使うような形でということで、半々で使うという形で計画はしておったところでございます。

それと若干、フェリーの発着時間が、貨物フェリーのほうがすごい早い時間であったり、すごい遅い時間であったりというところがあるものですから、現実的には貨客フェリーのほうが、若干、使用頻度が多い状況ではありました。

○委員長（江口是彦） ほかに。

○議員（谷津由尚） 今の経緯を踏まえて、その貨客フェリーさんの方から、臭気対策をとるんで何とか利用していただきたいというのがあって、それを利用しますよということをやった結果、この問題が起こったわけですけど。現時点で、この臭気対策が、結局は不十分だったということになっていて、貨物フェリーを主体にしますよという、本市のこの意思については、貨客フェリー側は、もう納得はされたんですか。

○環境課長（寺園良介） 今は、逆に貨客フェリーのほうから、できるだけ遠慮してくれという申し出があったところです。

ただ、うちとしては全然切るというわけにもいかないものですから、ドック体制もありますのでということで、何とか月2回は乗せていただきたいということで、その2回の中で、お互いにテストをしましょうよと。これがうまくいけば、むしろ貨客フェリーもどんどん乗せられるということで、輸送貨物減の対応になるんじゃないですかというようなお話をさせていただいているところでございます。

○議員（谷津由尚） 問題だと思うのは、それはしょうがないと思うんです。自治体ですから、それはしょうがないと思うんですが、問題だと思うのは、まず最初の段階で、この臭気対策がどうだったのかという、先ほど井上委員からの御意見もありましたが、それを当局としてきちんと、そのテストに立ち会わなかった、あるいは検証をきちんとやらなかったというのは、まず、一つは問題だと思います。

もう一つが、時間の関係もあるでしょうけど、空を中心に運搬を今後しますよということなんですけど、臭気というのは空になってもほとんどとれないです。そこの対策をどうされるのかというのは、今後、課題として私は残ると思いますので、そこの対策は講じられたほうがいいと思います。これについてはどうですか。

○環境課長（寺園良介） 先ほどから申し上げて

おりますとおり、空の車について月2回ほど乗船させながらブルーシート等で、もしくは今からどういう形になるかわかりませんが、臭気をどういうふうに通じ込められるか、そういうテストを今後ずっと、ちょっとやっていきたいなというふうに思っているところです。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。
いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、質疑はつきたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）予算に関する説明書の24ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は説明欄の市民政策調整費368万8,000円の減額補正であります。これは職員の人事異動に伴う人件費の減額となっております。

次に、27ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、説明欄の戸籍住民基本台帳費2,107万8,000円の増額補正で、人事異動に伴う人件費の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第106号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）コンビニ交付のファミリーマートでのサービス開始及び自動交付機・簡易型証明交付機の廃止時期について御説明を申し上げます。

委員会資料7ページ目をお開きください。

まず、1、ファミリーマートでのサービス開始時期は、平成25年12月19日となりました。

自動交付機及び簡易型証明発行機の今後の取り扱いについては、平成24年9月の市民福祉委員会におきまして、セブンイレブンのサービス開始後、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートが参加した段階で、全てを廃止するという方針を申し上げておりました。

このことから、2に記載しましたとおり自動交付機及び簡易型証明発行機の廃止時期を、平成25年12月27日とし、翌年1月中に撤去する考えでございます。

3の廃止に伴う利用停止等の市民への周知につきましては、10月から12月の3カ月程度の間、自動交付機等の設置場所や、本庁・支所窓口へのポスター掲示のほか、広報薩摩川内、ホームページ、ラジオ等メディアを活用して、周知するよう考えております。

4の廃止後の住基カードの利用者の窓口での対応としては、本庁・支所とも交付手数料の50円減額を継続いたします。

5の廃止理由といたしましては、平成24年9月及び12月の両市民福祉委員会でも御説明申し上げておりますけれども、（1）コンビニ交付事業へファミリーマートが参入することで、全ての手続きで住民票等の写しが取得できる環境になったこと。

（2）交付場所が増え、市域に分散し、利用者

の自宅や職場等からの時間短縮による市民の平等化が図られ、曜日や時間といった制約を受けないなど、市民のライフスタイルに合ったメリットが実現する形となったこと。

(3) 現在、自動交付機・簡易型証明発行機は、既に機器の保守対応期限を経過していることから、保守契約はできず、不具合による修理ができない機器もある状態であること。

(4) 自動交付機・簡易型証明発行機を更新する場合、機器及び初期投資が発生し、また、コンビニ交付との二重投資にもなり、財政負担が大きいく等でございます。

最後に、本年3月からサービス開始しておりますコンビニ交付が、更に市民に浸透し、利用が増えるよう積極的な広報を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長(江口是彦) ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博) 金額的なことで、全てのコンビニ交付になるということで、幾らの年間のお金がかかるものなのか。そして、この自動交付機などによって、今まで年間どれだけの維持管理費が必要だったのか。撤去すれば、それがなくなると。コストがなくなるということですが、その辺についてちょっと、おおよそでいいですが、お答え願いたいと思います。

○市民課長(榊 順一) コンビニ交付のほうの今現在の維持費ですけれども、地方自治情報センターのほうへ300万円への年間負担金がございます。このほか平成25年度の当初の予算では、コンビニへの委託手数料といたしまして、180万円を計上させていただいております。

それと、コンビニ交付に係るサーバー等の保守料が約83万円ということで、500万円程度の維持費を要しております。機器類に関しては、コンビニ事業者のほうが負担しておりますので、本市の負担については、この金額となっております。

また、現在の自動交付機の維持経費でございますけれども、自動交付機が5台、それから簡易型の証明発行機が、支所・出張所に8台ございます。この維持費が、保守料といたしまして年間400万円弱でございます。あとはサーバに係る

いろいろやりとりで、若干、消耗品とかいろんな経費がかかりますけれども、コンビニ交付と同額程度の今、維持費がかかるということで考えております。

以上です。

○委員長(江口是彦) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(江口是彦) 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員(成川幸太郎) 自動交付機と簡易型証明発行機、簡易型が各支所8台あるということと言われましたけど、甕島にはコンビニはあったのですか。

○市民課長(榊 順一) 甕島にはコンビニはございません。

○議員(成川幸太郎) そのときの住民に対するサービスというのは、どのようにお考えでしょうか。

○市民課長(榊 順一) 甕島のほう、それから祁答院地区もそうなんですけれども、コンビニは現在ございません。

ただ、甕島につきましては、簡易型証明発行機が入っております、8時半から17時15分の職員がいる間だけの稼働になっております。それで交付機がなくなりましても、窓口での発行は、当然できることでありますので、サービスの後退とか、そういったものにはならないというふうに考えております。

以上です。

○委員長(江口是彦) ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(江口是彦) 質疑はつきたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長(江口是彦) 次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長(江口是彦) ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたしま

す。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） 子育て支援課でございます。

それでは、議案第106号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず、歳出から御説明申し上げます。

第2回補正の予算に関する説明書34ページでございます。

3款民生費でございます。3項児童福祉費、1目児童福祉総務費は2,903万2,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんいただきまして、まず、事項、児童福祉管理運営費は、4月の人事異動及び給料削減等に伴う職員給の調整、それと平成27年4月開始予定の子ども・子育て新システム、後ほど所管事務調査で御説明申し上げますが、その新システム運用に係る電子システム構築に要する委託料でございます。

それから、次の事項、児童福祉施設整備費は、安心子ども基金により、待機児童対策として実施いたします保育所緊急整備事業で、20名の定員増を予定する共同保育所ひまわり園の増改築工事に対する補助金でございます。

次の事項、女性・家庭児童相談費は、児童虐待防止対策支援事業の広報・啓発用消耗品と、FMさつませんだいへの広告委託料でございます。

次は、4目になります。保育園費で56万4,000円の増額補正、ことし4月開園しました下飯保育園の受け入れ児童増に伴い、保育の補助臨時職員を雇い上げることに要する経費でございます。

以上、歳出でございます。

引き続き歳入につきましては、予算書に戻っていただきまして、13ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款2項の国庫補助金、2目民生費補助金の1節社会福祉費補助金でございますが、説明欄の児童福祉事業対策費等補助金、内容は児童虐待防止対策支援事業でございます。

次の14ページ、16款2項県補助金、2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金でございますが、安心子ども基金総合対策事業費補助金でございます。それぞれ括弧書きの事業に係る補助は、今回の歳出予算補正に伴い調整を行うものでござ

います。

以上で、議案第106号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一） FMさつませんだいのほうに出してる部分があるんですけど、内容的なのは、どういったので載せてるのか、ちょっと教えてもらいたい。

○子育て支援課長（吉川真一） 代理のほうでお答えいたします。

○課長代理（西田光寛） 今回、初めての取り組みでありますけれども、FMさつませんだいを利用いたしまして、子育て世代の悩みや不安を解消するため、専門家や子育て現場のゲストを迎え、リスナーからのメール相談や情報提供を行うような番組にしたいというふうに考えております。

私どものFMとの協議なんですけれども、30分程度の番組で、26週間放送する予定となっております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

ここで議案第106号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、市民福祉委員会資料の3ページから6ページに係ります分について、私のほうで一括して御説明させていただきます。幾つかの課にまたがるということ等から、関係のある課の冒頭で説明をさせていただければというふうに考えているところでご

ざいます。

今回、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づきます法制上の措置の骨子という部分が、8月21日の閣議決定でされたところでございますが、これについての概要説明ということでございます。

今回の税法上の措置の骨子につきましては、医療と介護を中心に、社会保障改革の法整備や実施の時期を定めたプログラム法案を、骨子という形で閣議決定したところでございます。市民福祉部には、かなり影響があるというようなこと等で、資料を作成したところでございます。

御案内のとおり、昨年成立しました社会保障と税の一体改革に係る法案は、ことしの8月21日までに社会保障改革に必要な法制上の措置をとるよう求めていたところでございまして、一般的には法案を国会に提出するものでございますが、閉会中のため、代わりに法案の骨子を閣議決定したというような状況があるようでございます。

内容としましては、有識者によります社会保障制度改革国民会議が、8月5日にまとめた報告を踏まえたものとなっているようでございまして、平成26年度から平成29年度までに実現すべき項目を列挙し、高齢者の負担も求めているということ。それと社会保障という部分につきましては、今まで年金、医療、介護というような形になっておりましたが、それらの前提条件になります子育てという部分も、今回の中に入ってきているという部分が、大きな特徴ではないのかなというふうに感じてるところでございます。

今後、秋の臨時国会にプログラム法案を提出し、法案成立後は、制度ごとに個別の法案を平成26年度の通常国会以降、順次、提案するというふうになっているようでございます。

それでは資料に基づきまして、まず、3ページの一の講ずべき社会保障制度改革の措置についてでございますが、これにつきましては、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であり、このために社会保障制度改革を推進する。あわせて、個々人が自助努力を行うインセンティブを持てる仕組み、あるいは、サービスの選択肢を増やす仕組みを入れるなど、年齢に関わりなく働くことができ、持てる力を最

大限に発揮し、生きることができる環境の整備に努めるとともに、住民相互の助け合いの重要性を認識し、これらの取り組みを推進するとしているところでございます。

具体的には、1でございますが、少子化対策におきましては、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を図り、仕事と子育ての両立支援を推進するため、①のところで、子どものための教育、保育給付や地域子ども・子育て支援事業を、②では保育緊急確保事業を、③では児童養護施設等の整備などを実施するとしているところでございまして、なお、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長を検討するというような形で書かれているところでございます。

次に、2の医療制度につきましては（3）でございますが、（3）において医療従事者、あるいは医療機関を有効活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、高齢化の進展に対応し、医療・介護・生活支援サービスを身近な地域で受けられる、地域包括ケアシステムを通じた医療を提供するとしておりまして、①のイの中では病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設、ロでは病床の適切な区分を設定する地域医療ビジョンの策定を、ハでは新たな財政支援の制度の創設、ニで医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直しを、②の中では地域での医師、看護職員等の確保、勤務環境の改善などを平成29年度までをめどに、順次、実施すると。そのために、平成26年度通常国会へ法案提出を目指すとしているところでございます。

また、（6）でございますが、（6）の持続可能な医療保険制度構築におきましては、①のイで国民健康保険、国保の財政支援の拡充、それとロでは国保の財政運営を都道府県が担いと、市町村と役割を分担するとしております。

②の中では、イで国保と後期高齢者医療制度で低所得者の保険料負担軽減、ロでは被用者によります高齢者医療への支援金で総報酬割の全面導入をと、③では、イの中で70歳から74歳の医療費窓口負担と高額療養費の見直しなどを、平成26年度から平成29年度までをめどに、順次、実施し、必要な法案は平成27年通常国会に提出

を目指したいとしているところでございます。

(9)の難病対策につきましては、都道府県の超過負担の解消を図り、安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置は平成26年度をめぐりに実施し、法案については平成26年通常国会に提出を目指すとしているところでございます。

3の介護保険制度でございますが、(2)のところでございます。

低所得者を初めとする国民の保険料負担の増大を抑制し、地域包括ケアシステムの構築を通じて、必要な介護サービスの確保を図るため、①のところでは、イで在宅医療と在宅介護の連携を強化、ハでは認知症に係る施策の実施を、②では地域支援事業の見直しとあわせた要支援者への支援の見直しを、③では一定以上の所得がある人の自己負担の見直しを、④では補足給付の支給要件に資産を勘案すると、⑤では特別養護老人ホームの施設介護サービス費の支給対象者を見直すと、⑥では低所得者の第1号被保険料の軽減などを平成27年度をめぐりに実施し、平成26年通常国会に法案提出を目指すとしているところでございます。

最後に、4の公的年金制度でございますが、年金生活者支援給付金の支給、あるいは基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引き上げ等を実施するとともに、①ではマクロ経済スライドによる年金給付額の改定のあり方を、②では短時間労働者に対する厚生年金保険と健康保険の適用範囲の拡大を、③では高齢期における職業生活の多様性に応じた年金受給のあり方を、④では高所得者の年金給付や年金課税のあり方などを検討し、必要な対策をとるとしておりまして、具体的な実施年度は、定めてないところでございます。

以上が、骨子の概要と申しますか、棒読みをしただけの状態でございますが、具体的な内容につきましては、今後、順次、法案として提出されるというふうに関心しておきまして、私どもも政府の動き、あるいは新聞などで情報が出てくるのみでございまして、なかなか詳しいところまでは、現在、わからないところでございます。

ただ、介護保険とか国保のほうについては、若干、このごろ新聞、テレビ等で報道がされるようになりまして、今、国のほうで、それらの検討等が進められているのではないかなというようにことが、わかってきたところでございます。

なお、詳細につきましては、また各課で説明については、答えられる分については、答えてまいりたいと思っているところでございます。

以上、ちょっと走りになりましたが、法制上の措置の骨子につきまして、説明を終わらせていただきます。

○委員長(江口是彦) 次に、課長に説明を求めます。

○子育て支援課長(吉川真一) それでは、市民福祉委員会資料の12ページをお開きください。

ただいま部長から、国の社会保障制度改革に関する説明がございましたけど、その1番目の項目になっておりました少子化対策において、平成27年度に予定される子ども・子育て新システム、新制度への移行に向けた今後の作業スケジュールについて御説明申し上げます。

このことに関しましては、先月8月6日に、国の都道府県担当者向けの説明会が開催されまして、これを受けて県では、9日の日に市町村に対する説明会が開催されたところでございます。

その中で、市町村の取り組みの方向性を示します基本指針については、おおむねの案ということで、確定は今年度末とのことでございました。

今後、修正の可能性のある点に留意といった説明がなされましたが、そうした中で、平成27年度に向けて、今後、作業を進めていくものでございます。

資料は、まず、子ども・子育て支援会議事業計画、左側のほうに項目を並べてございます。子ども・子育て支援会議・事業計画でございますが、10月中に会議を開催し、事業計画策定のためのニーズ調査を実施し、今年中には結果の取りまとめをいたします。そして来年度上期に計画案を作成いたしまして、パブコメ、県との最終調整を経て、来年度末に計画を確定する予定でございます。

次は、事業の認可・確認でございます。

上段の地域型保育給付、これは小規模保育とか事業所内保育等でございます。これらにつきましては、市が認可・確認するもので、実態調査をいたしました上で、これら基準に関する条例を。また、下段の施設型給付、これは保育園・幼稚園・認定こども園でございます。これらにつきましては県が認可、市が確認するものとされておりまして、その基準に関する条例をそれぞれ来年の6月

議会をめぐり作業を進め、その後、量の見込み、確保方策を取りまとめまして事業計画に反映し、翌3月までに各施設の確認を行うこととなるものでございます。

次の支給認定につきましては、これは保護者に対するもので、保育の必要性の認定基準につきまして、来年の6月議会をめぐり策定し、保護者に周知することといたしております。

それから、地域子ども・子育て支援事業は、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブについて実態調査の上、基準等の条例を来年9月議会をめぐりして作業を進め、それ以外の事業では、先取り実施とされております保育緊急確保事業がございまして。これは平成26年度から、その他は平成27年度からの実施に向けて準備してまいります。

次の費用・利用者負担でございますが、保育料につきましては、国の基準の提示が来年4月の予定とされておまして、市ではこれに検討を加え、来年度末までに条例を整備いたすことになります。

次に今回、補正をお願いいたしましたシステムの関係でございます。

これにつきましては予算を議決いただきましたら、今後、業者選定、開発、テスト運用を経まして、支給認定の関係につきましては来年度上期までに、そして請求審査につきましては来年度末完了をめぐり作業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、実施体制でございますが、市長事務局と教育委員会の連携、窓口の一元化につきまして、来年度、平成27年度の入所申し込みの時期までには調整を完了し、市民に周知する必要があるかと考えております。

以上、今後のスケジュールの概要でございます。

初めに申しましたとおり、基本指針が未確定の中で、国の動向を見ながらの作業となりますが、平成27年度、新システムへの移行が円滑にいきますよう作業を進めまして、進捗につきましては、適宜、御報告してまいりたいと考えております。

委員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。先ほど部長から説明がありました社

会保障制度改革推進法関係については、複数課に関係しますので、それぞれの課の所管事務調査の審査の中で質疑をお願いします。

それでは質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今のスケジュールについて説明されて、非常にまだ抽象的で、よくわかりにくいところなんです。この支給認定のところ、保育の必要性の認定等に関する基準の策定となっているわけですが、これは要するに介護保険制度みたいに、この子どもさんは、どれだけの保育の必要性があるのかという認定度というのをつくるんでしょうか。その認定度に応じて、介護保険制度というのは、サービスの量はこれまでですよ。5段階のうち5になれば、これだけのサービスを受けられますよというふうにしますよ。同じようなシステムということなんですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 大まかに言えば委員がおっしゃったとおりの、そういった基準でございまして、今のところ3段階といった考え方が示されております。保育のみ、それから保育・教育、それから教育のみといった三つの段階について、その基準を決めていくという考え方でございます。

○委員（井上勝博） 介護制度の場合は、受けるサービスについて、その利用料ということがかかってきますが、その認定の段階に応じて、利用料が変わるとかということもあるんですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 基本的には、現状のイメージで言いますと、幼稚園、保育園、それからその両方を兼ね備えた給付、これに基準を設けてそれぞれ申請いただいたものを、その基準で判断していくといった取り扱いになっていくと考えております。

基本的には、現状の幼稚園、保育園、それぞれ運営がなされておりますけど、その運営を新しいシステムのほうに移行していくということで、調整されるものと考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） 済みません。2点質問させ

てください。

まず、この地域包括ケアシステムが、私のイメージでいうと、結局は国の今の財政支援を。所管が違いましたか。ごめんなさい。では、子育て支援の件で。

○委員長（江口是彦）子育て支援でお願いします。

○議員（谷津由尚）1件です。済みませんでした。

この幼保連携型認定こども園の認可基準というのは今から県のほうで、来年の6月をめどに条例を策定される予定なんです、これが条例策定された後も、今後もその認可権限というのは県で、市には移譲はないということなんでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一）認定こども園の認可に関しましては、県の事務とされております。市についてはその確認、施設としての事業実施の体制が整っているかどうかといったこと等の確認の事務になっていくこととされております。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）それでは、議案第106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について、御説明を申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の36ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費で、事項、保健衛生一般管理費のうち職員異動に伴う給与、及び地

域医療対策費では、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金など2,363万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、4款1項2目保健センター管理費でありますが、下甕国民健康保険健康管理センターの老朽化したガス配管敷設替え工事及び空調設備、エアコンの購入のために140万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款1項3目保健指導費でありますが、母子保健事業費のうち児童虐待防止対策について、児童福祉事業対策費等補助金の増額に伴う財源の組み替えをお願いするものでございます。

以上で、議案第106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第106号に係る審査を一時中止します。

△議案第115号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第115号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）続きまして、議案第115号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について、説明申し上げます。

歳出から説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の170ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費で、1,935万

1, 000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳は、4月1日付、職員異動等に伴う職員給与費でございます。

続きまして、次の171ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費で、121万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳としましては、下甌手打診療所において、新たに医療用酸素濃縮機を必要とする患者が生じたため、機器の賃借料について増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、歳入につきましては前に戻っていただき、168ページをごらんください。

1款2項外来収入でございます。外来収入の増額は、下甌手打診療所の酸素吸入療法に関わる診療報酬の増額でございます。

次の169ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金は、職員の給与費等に係わる経費として、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第115号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己） 市民福祉委員会資料の御説明を申し上げます。

9ページでございます。

西方・湯田・寄田診療所の診療回数の変更についてでございます。

内容につきましては、下のほうの3の今後の方針のところでございますが、平成25年10月から、西方・湯田・寄田診療所の診療回数を、現在、月2回でございましたが、月1回に変更しようとするものでございます。内容につきましては、それぞれ下の欄に書いてございますとおり、変更後をごらんいただきたいと思います。

理由でございますが、上のほうの1に返っていただきまして、診療回数を変更する理由につきましては、現在、川内地域の5カ所の診療所のうち、高江と久見崎につきましては、月2回の診療から、それぞれもう月1回に変更しているわけでございますが、平成24年度の川内地域診療所運営連絡協議会において、今後の川内地域診療所の管理方針等について検討した結果、残る3カ所の診療所も、先ほどの高江、久見崎診療所と同様に、診療回数を変更する方向で協議がされたものでございます。

協議の内容につきましては、2番目にございますとおり、平成25年2月21日でございましたが、地元の同意を前提に、診療回数を変更するという方向で協議がされました。

それをもちまして、平成25年5月27日、6月3日に、それぞれ地区コミ会長様へ事情の説明を申し上げ、運営委員会等で協議をお願いいたしました。

それで、米印にございますとおり、各地区内の協議の結果は、患者数等の推移から診療回数の変更については、やむを得ないというような回答を得たところでございます。それを受けまして川内市医師会へ報告し、また、6月19日には各管理医へ経過を説明して、10月からの診療の変更を

内諾いただいたところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思うんですが、5カ所の診療所の利用の状況でございます。それぞれ診療日数、診療件数が書いてございますが、平成24年度、右側のところをごらんいただきたいと思うんですが、下の平均診療件数が8.51人、1回の診療につきまして8.51人と、平成20年度の11.19人から減少してきているところでございます。それをもちまして、今回の診療回数の変更になったということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）実際は、まだ患者さんがいらっしゃるわけなんです。高齢化が進む中で、一方では高齢者の方が増えているんだけど、診療所の利用状況というのは減っているということなんです。それは交通の関係で、病院に行かれる方のほうが多くなったというふうに理解してよろしいんでしょうか。その辺。

○市民健康課長（矢野克己）当然、交通の便が改善されて行かれる方も多と思うんですが、患者の内容を見ますと、もう慢性的な疾患ということで、新規の患者は平成24年度で7名と、非常に少ないということで、今まで来られた方々が言い方は悪いですけど、お亡くなりになって、だんだん減少してきているというのが実情だと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（川畑善照）保健センターの管理の問題ですが、この保健センターを借りられるときのいろいろ条件はあると思うんですが、トラブルをちょっと聞いたことがあるんですが、どういふことであつたのかなあって思って、それを知りたかつたものですから。

○委員長（江口是彦）わかりますか。

○市民健康課長（矢野克己）代理のほうで答弁いたします。

○課長代理（福壽清則）最近でしたんですが、市のすこやかふれあいプラザのほうの規定でいきますと、大体、使用の開始3カ月前から使用日の5日前までということで、一応、申請のほうを受けておるんですが、実際、最近のトラブルでいきますと、その日に来られて、その日に使いたいというのがかなりございまして、その分でトラブルがありました。

以上です。

○議員（川畑善照）丁寧に説明をされて、そして文書があれば文書を渡されて、今後のあり方が規定どおりされるのであれば、変更されれば別ですけれども、一応、ちゃんと説明せんと、何か感情的になっていらっしゃると思ったものですから。

○課長代理（福壽清則）それで、こちらのほうの一応、解決策といいますか、今後の対応といたしましては、実際、すこやかふれあいプラザが、皆さん御承知のとおり複合施設ということで、保健センターでもあり、地区のコミュニティセンターということでありますものですから、そのところの使用の形態を、一般の方と、それから公共団体、それから公共的団体ということで、一応、区分いたしまして、すこやかふれあいプラザのほうの規則のほうを、一応、運用いたしまして、地区コミの団体の方については、公共的団体ということで、空いておれば、その日でも使えるような方向で、一応、調整したいと思っております。

以上です。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○議員（川畑善照）わかりました。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

○市民健康課長（矢野克己）資料はございませんが、一つ報告をさせていただきたいと思います。

甑地域における認知症高齢者等への支援ということでございます。内容につきましては、鹿児島市にございます横山病院でございますが、主に精神科・神経科の専門のところでございます。

支援の内容につきましては、原則、月1回、横山病院の医師が精神保健福祉士等を連れて、下甑保健センターに出向き、認知症高齢者等を抱える

家族等への相談窓口を開設したいということでございます。

開始日につきましては、平成25年10月からということでございまして、それに至った経緯でございますが、例に漏れず高齢化の進展により、甑島地域における認知症の高齢者が増えており、支所の保健師等から専門医による支援の要望が、これまで寄せられておりました。

それを受けまして本年5月、横山病院から鹿児島県に対しまして支援の申し出があり、川薩保健所を通じまして、甑島地域の支援が打診されたところでございます。

なお、上甑島におきましては、看護師不足や施設面から、施設の長であります医師からの受諾が厳しいという状況がございまして、まずは下甑島から先行的に実施して、上甑島については、状況が整い次第、また検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（江口是彦）何か御質疑ありますか。

○委員（井上勝博）上甑のことですが、この医師の受諾が難しいという意味が、よくわからないんですが、もう少し詳しく。

○市民健康課長（宍野克己）今現在、入院施設の再開というのを、平成24年4月から始めたわけですが、看護師が不足しているために、募集を今現在もかけております。

ただ、看護師が島内で見つからないために、入院の、特に夜間の体制が足りてないということで、現場の看護師が少し疲弊しているということもございまして、これ以上の負担を今の状況で増やすということは、ちょっと厳しいというような御意見がございまして、今回は見送ったということでございます。

○委員（井上勝博）その認知症の高齢者が増えているがために、横山病院が相談窓口を月1回開設したいということについて、やっぱりこれは病院の負担というの、かなり負担が伴うということなんでしょうか。

○市民健康課長（宍野克己）最初は相談窓口という開設でございますが、中には治療が必要な方も出てくると思います。そういった方々に対しまして、お薬の出し方とか、やはり診療所のスタッフの労務も増えるということもございまして、

その面から、今回は少し待ってくれという状況でございました。

以上です。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の31ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費46万円の減額補正については、人件費に係る減額補正でございます。

続きまして、36ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費45万3,000円の減額補正については、同じく人件費に係る減額補正でございます。

以上で、一般会計に係ります保険年金課の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第106号に係る審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、所管事務調査といたしまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料の11ページをお開きください。

定例で報告をさせていただいております短期被保険者証・資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ7月末現在の状況を、そこにお示ししてございます。

その他については、特に報告案件はございません。

以上で、保険年金課に係ります事項について説明を終わります。よろしく御審査対策賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（成川幸太郎）一つだけちょっと教えていただきたいんですが、先ほど部長のほうから、社会保障改革の主なスケジュール等について話が合ったんですけども、その中で、平成17年度までに国民健康保険を都道府県に運営移管ということですが、もし都道府県に移管した場合に国民健康保険、今、高い高いという声も多いんですが、変更があったりして、何かメリットというのが出てくるのか、今わかる時点でいいですから、ちょっと説明いただきたい。

○保険年金課長（中村 真）社会保障制度改革に伴います国民健康保険の制度の改革といいますが、現在、保険者が市町村になっておりますけども、これを都道府県に移行する形になろうかということで、今、そういった政府の骨子が示されたところでございますが、保険者が都道府県になるということで、税率等のそういった点で、今後ど

うなるかというのは、まだ不透明なところがございます。

例としましては、後期高齢者医療保険でございましたら、基本的には県内統一の税率ということで、一部軽減というところもございますけども、そういった形になるというのも想定はされますけども、今、示されてる内容では、現在の状況を踏まえた税率というところも想定をされております。

そういうことからいきますと、統一された税率になりますと、現在、本市の税率というのが、下がる部分の可能性もないとは言えないところでございますけれども、現在の状況を踏まえた税率ということであれば、そういった点はないということで、税率に関しては、今後どうなるかということで、その辺は当局としても注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書、31ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、同じく2目身体障害者等福祉費、同じく3目地方改善対策費は、職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第106号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明はありますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）ございません。

○委員長（江口是彦）ないそうですが、委員の皆さん、何か御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

~~~~~

午前11時40分休憩

~~~~~

午前11時41分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）では、本会議に戻します。

ここで休憩いたします。

再開は、おおむね午後1時再開といたします。

~~~~~

午前11時41分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算（第2回補正）の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

最初に、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の32ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費では42万1,000円の減額補正でございしますが、内容は、人事異動等に伴う給与費の減額であります。

次に、同項3目介護保険対策費では2,472万1,000円の減額補正であります。内容は、人事異動に伴う給与費の減額と、19節の負担金補助及び交付金では、平成24年度末で終わる予定でございました介護基盤緊急整備等特別対策事業が、平成25年度まで延長されたため、地域介護・福祉空間整備等事業費から組み替えたものでございます。

なお、本年度整備予定でありました複合型サービスについてであります。整備希望事業者の応募がなかったため、施設の整備と備品等の整備に係る補助金を減額し、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護につきましては、1法人から応募があり、法人に対するヒアリングの結果、既存の施設を活用するということでございましたので、施設の整備に係る補助金は減額しましたが、備品等の整備に係る補助金は残したところでございます。

なお、この備品等に係る補助金の要望を、県を通じて国に提出していたところですが、国の予算枠を超えたということで、事業開始見込みの早い事業者から順に採択をされ、本市の分は採択をされなかったというようなことでございました。

しかしながら、例年、2次募集がございますので、現在、2次募集を待っている状況でございます。

28節の繰出金は、介護保険事業特別会計の人

件費減額に伴うものであります。

次に、33ページをお開きください。

同項4目養護老人ホーム費と、同項5目特別養護老人ホーム費の減額補正は、いずれも人事異動等に伴う給与費の減額であります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、13ページにお返りください。

15款2項2目民生費補助金の2節老人福祉費補助金は、県補助金に組み替えたことによる減額補正であります。

次に、14ページをお開きください。

16款2項4目民生費補助金の6節介護保険事業費補助金は、事業延長による国庫補助金からの組み替え増でございます。

次に、21ページをお開きください。

21款5項4目雑入の1節雑入のうち、甌島敬老園派遣協定収入の養護分で104万2,000円の減額、特養分で25万9,000円の減額は、派遣職員の減少等により社会福祉協議会から給与費分の収入が減少するものでございます。

以上で、一般会計に係る高齢・介護福祉課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今言われた派遣職員と職員が入れ替わったということですか。それで減額なんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 1名退職があったというふうに聞いております。

○委員（井上勝博） もうちょっと。その派遣職員の方が、退職されたということですか。誰か職員が退職され、派遣職員というふうにおっしゃったので、少し詳しく説明いただけますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 申しわけございません。平成24年度、9名の職員の派遣でございましたが、平成25年度は、派遣をしている職員が8名に減少しております。定年退職だったというふうに記憶しております。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（永山伸一） 事前に聞けばよかったんで

すけど、介護保険対策費で、説明がちょっと理解できなかったんだけど。福祉空間整備事業で施設整備を予定していたんだけど、応募がなかったから、あったところの、こっちの基盤緊急整備のこっちに組み替えたというような言い方だったんだけど。福祉空間整備事業で1億円近い形を落としているわけですよ。これは施設の新設なり、市としては介護計画でも、これは建てるはずだから、そこら辺との関係はどうだったんですかね。

今、聞きたいのは、もう1回で聞くけど、こういった施設の待機者が相当いる中で、施設整備をしようという介護計画の中で、当初予算を組んだんだけど、結局、それが施設整備までに至らなかったというふうに理解していいんですかね。ごめんなさい。そこをもうちょっと詳しく教えてください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 地域介護福祉空間等の整備事業で予算を計上しておりますのは複合型サービス、これは小規模多機能型の介護と訪問看護、医療部分の、それを組み合わせたサービス、これの施設と備品等の設備が一つ、ワンセットですね。それから24時間定期巡回の訪問介護、訪問看護、これの施設に係る整備と備品に係る整備を予定をしておりました。

結果的に、この空間のほうで申しますと、複合型サービスは応募がございませんでした。

それから定期巡回のサービスにつきましては、1事業者から応募がございました。しかしながら、建物については、現在、建っている建物の空きスペースを工夫をして使いますから、建物に係る補助金は必要ございません。しかしながら、通報装置等の備品等に係る補助金は申請しますというようにございましたので、複合型サービスの部分は、もう施設も備品も。定期巡回のほうは、備品等に係るものを残して、あとを減額しましたということでございます。平成25年度の空間で予定をしていたのは、補正予算絡みは以上でございます。

ほかに下甌地域のグループホームの新設を計上しておりました。このグループホームについては、1事業者から応募がございまして、現在、整備に向けた準備をされているところでございます。

以上でございます。

○委員（永山伸一） 補正のその流れはわかった

んですけど、介護計画を立てますよ。介護計画を立てて予算措置もしたんですけど。わからないのは、結局、応募があるから介護計画を立てるんじゃないくて、まず、全体的な介護計画の中で、予想はしたんだけど、結局、今度、平成25年度は、この空間に関してはなかったんですか。計画があって、そういう希望調査をされた結果として、計画を組んで、予算措置していくんじゃないかな、基本的に。そこのところを1点。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） この介護保険の施設整備につきましては、基本的に事業者様方からの事前の要望、希望、そういうものはいただいております。

介護給付費の状況、それから待機者の状況、それから国の制度改正等を総合的に勘案をしまして、国のほうでは施設の介護から在宅の介護へ、医療の必要な重度の要介護者であっても、在宅で介護が続けられるように複合型サービス、あるいは定期巡回、随時対応型のサービスを創設しましたので、私どもも国の流れの基本的な考え方に従いまして、薩摩川内市でも定期巡回及び複合型サービスを提供できないかということで、介護保険の事業計画に登載をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） よろしいでしょうか。

○委員（井上勝博） 先ほどの件で、この甑島敬老園派遣協定収入というのが収入になっているわけですが、これは収入というのは市が受け入れているわけですが、どこがそのお金を出しているわけなんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 甑島敬老園では特別養護老人ホーム、要するに介護保険の報酬、あるいは養護老人ホームにつきましては、お一人幾らということで、措置費というのを支出していることになっております。甑島敬老園側としては措置費、あるいは介護報酬というものを得ているわけですが、その中から派遣職員に係る人件費の相当額を、市のほうに負担をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第106号に係る審査を一時中止します。

△議案第116号 平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（江口是彦） 次に、議案第116号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 議案第116号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算（第2回補正）について、御説明申し上げます。

予算に関する説明書は、174ページから182ページになりますが、説明は市民福祉委員会資料のほうで説明をさせていただきたいと思います。

市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

まず、上段の歳入でございますが、6款3項1目地域支援事業交付金の増額補正は、地域支え合い体制づくり事業が採択されたことによる増額補正で、次の9款1項1目一般会計繰入金の減額補正は、人事異動等により給与費が減額となったことから、給与費に係る一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、中段の歳出をごらんください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の減額補正は、人事異動等に伴う給与費の減額で、次の3款2項7目包括的支援事業一般管理費の増額補正は、地域支え合い体制づくり事業の補助金が採択されたことによる増額補正で、事業内容は下段の1、地域支え合い体制づくり事業をごらんください。

1の（1）在宅医療提供体制の構築準備は、地域包括ケアシステム推進のため、医療が必要な要介護者でも在宅介護を続けられるように、在宅患者の急変時の対応や、みとりを含めて在宅医療を提供できる体制の構築、及び医療・介護サービスが一体的に提供できるよう医療・介護関係者の多職種の連携体制を構築するための協議に要する費

用を助成するものであります。

次の１の（２）活動の拠点の整備は、介護サービス事業者、あるいは自治会、住民組織等が連携して、地域資源の発掘や活用を進め、地域における日常的な見守りなど、地域包括ケア体制の推進を図るための拠点整備に係る初期費用、備品購入費等でございますが、それを助成するものでございます。

次の２ページをお開きください。

上段に、介護の将来像といたしまして、地域の住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される、地域ケアシステムのイメージをお示ししてございます。

下段に、在宅医療提供体制の構築のイメージを掲載してございますが、病院、それから急性期の対応、退院した後の診療所との連携、あるいは介護事業者とのコーディネートをする拠点のイメージを書いてございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） イラストで、この地域包括ケアシステムの姿が書かれてありますが、中学校区単位に、私の身近な場所の樋脇の中学校校区という単位で考えれば、医療、介護などひとそろい、そろってはいるわけですが。これはどういうことを意味しているのかが、よくわからないんですよ。今と何が変わるのかが、やっぱりわからないですよ。

つまり宮之城とかああいうところに病院があったりして、また、施設があったりして、みんな樋脇だけに限らないですよ、いろんなところに施設が少ないから、どうしても遠くの施設に行ったりとかしてますよ。これを２０２５年度には、そういうことがないぐらいに、十分に整えていくということの意味しているんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） この２ページのイメージでございますが、これは国がモデル的なものとしてお示ししたものでございます。

国においては、いろんな医療、介護、そういったものが充実している地域、充実していない地域

もございますけども、国としては充実している地域のイメージで書いております。

ただ、地域によっては、特に医療になるかと思えますけれども、医療のサービスが充実していない地域もございますので、地域の実情に応じたシステムというものをつくって差し支えないと。これはモデル的な理想形といいますか、そういったものを国が示しております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 理想というか、本当に身近な地域で、何でも事足りれるようになれば、それはもう理想だというふうに思うんですが、一方では、先ほど部長のほうから説明がありました介護保険制度の中で、要支援者への支援の見直しというのが入っておりますよね。これはマスコミでも報道はされておりますけども、結局、要介護・要支援という区分でやってますが、要支援の方々のサービスを見直すという、そういう意味だと思うんですよ。

サービスは、結局、軽いといっても、要支援の方でも、結構、何でもこの人が要支援なんだろうというぐらいに、介護が必要な方なんかがいらっしゃるんだけど、そういう人たちが車椅子を借りたり、電動カーを借りたり、電動ベッドを借りたりして、何とかかんとか自分の生活スタイルをつくっているというふうな方々がいらっしゃるわけですが、そういう方々のサービスを見直しをすることになれば、こういう理想からすると、理想はこうだけど、現実には介護を受けられない人たち、介護難民がどんどん増えていくということになるんじゃないかなと思うんですが、整合性があるんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 社会保障国民会議の報告の流れを受けまして、要支援１・２の方々の介護給付のサービスを段階的に地域支援事業——新しくは地域包括推進事業という、仮称という形で、今の段階で示されておりますが、その中で介護給付とは別な形で、支援をしていくという考えのようでございます。

まだ国民会議の報告を受けて、国が先月の２１日に閣議決定はされたようですけれども、その詳しい法案の内容が示されておられませんので、具体的なものは申すことはできませんが、わかっていることは、段階的に介護給付のサービスから

外して、今やっている介護予防事業、日常生活総合支援事業的なものに移していこうという考えのようでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 介護保険制度以外のものという、樋脇にはNPO法人があったりとか、今のところ、そのぐらいしか見当たらないんですけども。しかし、NPO法人の方に聞けば、全然もうほとんど何も収入もなくボランティアと、本当に手出しでやってるような状態ですと、何で補助がないんでしょうかという話をされるんですよね。

だからそういったところが、一定の公的な支援があって充実していけば、いろいろカバーができるかと思うんですけども、そういったところの公的な助成というか、支援とかというのは、考えられているんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 先ほど申しましたように、国から介護給付事業からは外す。それから日常生活総合支援事業的なものに移行する。その中では地域の住民、あるいはボランティアの活用といったようなものは、文字は出てきておりますけれども、詳しい支援の内容、助成の拡大の方向性とか、そういったものは全然、まだ国から何も示されていないところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） わかりました。

それで6ページに関連して、③のところにおいて一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直しや、それから、いわゆる補足給付の支給の必要性に、資産を勘案する等の見直しというふうなものが入っているんですが、③は所得制限を設けますと、④は資産を持っていれば、その資産をどうするということなんですかね。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） ③の一定以上の所得を有する者ということにつきましては、先月の下旬、南日本新聞にも掲載をされておりましたが、単身世帯で年収250万円から300万円程度、それを超える認定者の方からは、通常1割負担のところを2割負担にしていたかどうかという考えのようでございます。

それから補足給付の見直しといいますのは、現在は前の年の収入だけで部屋代、食事代、そういったものの減額をしておりましたけれども、資産、

どういう方法で算定をするのか、全然、具体案も示されておりませんけれども、その人の有する資産も勘案して減額をするしない、その可否を決定しようというような考えのようでございますが、先ほど来、申しますように、申しわけございませんけど、法案等も出ておりませんので、詳しいことは不明でございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） よろしいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

○委員（中島由美子） 1ページの地域活動の拠点整備というところで、日常的な地域包括ケア体制の推進を図るための拠点整備って、この拠点というのはどんどこ、中学校単位なのか、もうある何かを使うのか、そのあたりを教えていただきたいのと、備品購入費の備品というのは、どのようなのを考えておられるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 現在、三つの在宅介護支援センターにおいて、地域の見守り体制の整備でありますとか、支え合い体制の事業でありますとか、家族介護者の支援でありますとか、そういったものをモデル的に、試行的に3事業所で委託をしているところでございます。

そのうち1事業所においては、施設が山の上の住民が集まりにくい地域に立地しているので、まち中にある施設を借りて、そういう人が集まりやすい場所を借用して、事業を開始をしたいというようなことで、拠点を整備しようとしているところでございます。

そこに設置をします備品としましては、パソコンでありますとか、お集まりの方々に介護予防の啓発などをするビデオとかプロジェクター、それから事務機のセットでございますとか、キャビネットでございますとか、そういったものを整備する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ほかに。

○委員（井上勝博） このイラストをよく見ると、ああ、なるほどなと思ってきたのは、この下のほうに、いつでも元気に暮らすために、生活支援・介護予防で、その担い手になるのが、老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等となっていて、いわば地域で支えてくださいよ。それで、本当にぎりぎり介護が必要になったら、施設の

介護サービスを使いますよというイラストになってますね、やっぱり。だから理想形どころか、これはちょっと本当に大変なことだなと思うんですが、大体支える側の自治体が、今、高齢化で大変になっているわけですよ。地域ぐるみの老老介護をしろということと同じように見えてきたんですが。

○市民福祉部長（春田修一）国が言ってる地域包括ケアというのは、今、入院とか、あるいは施設に入っていらっしゃる方でも、やっぱり地域の中で最期をみとりたいと。地元で、生まれ育ったところに帰りたいという部分が非常に多いと。そういうことから、施設から在宅へというような大きな流れがあるようでございます。

そのためには施設に、例えば入院されている方が地元へ帰ってこられると、在宅医療も必要ですし、それに伴う介護という部分も必要になります。それ以外でも、地域でやっぱり見守っていく体制が必要だと。

ですからそれら三つが、医療と介護と地域福祉が連携することによって、地域での見守り体制を、地域包括ケアをつくり上げていきたいと思います。この部分になっているようでございます。

ただ、これ中学校単位という形で国は示しておりますが、本市みたいな散在集落等がある部分について、中学校単位という話は、小学校が48で、中学校が十幾つありますので、なかなか難しいのかなと。今後、エリアの部分については、煮詰めていく必要があるだろうと思っております。

それで先ほど課長のほうが言ったように、三つのモデル在介を設定して、その中で、いろんな地域資源とか、地域のネットワークづくりとか、そういう部分を、今、検証をしているところでございます。

そういうことで、将来的には在介、今13であります。この13が、この本土地域全体を見守っていけるような、核になってくればなというように思いで、今、検証を進めてる状況でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、所管事務調査を行います。

当局から説明ありますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）報告する事項はございません。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。

所管事務について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、福祉課の審査に入ります。

△議案第106号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第106号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）福祉課でございます。

補正予算につきまして、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の35ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護

管理運営費につきまして、795万5,000円の減額補正を行うものでございます。

補正の内訳につきましては、4月の人事異動及び職員の給料削減に伴い、職員給料、職員手当及び共済費を減額するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、議案第106号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明ありますか。

○福祉課長（坂元安夫）特に準備してございません。

○委員長（江口是彦）では、所管事務について、ただいまから質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりました。委員会報告書の取りまとめについては、委員長・副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時37分休憩

~~~~~

午後1時40分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで本会議に戻します。

#### △行政視察の取扱い

○委員長（江口是彦）それでは、行政視察の取扱いについてお諮りします。

閉会中の10月末に行政視察を実施したいと思いますが、視察先との調整の関係で、委員派遣の手続は、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

#### △閉 会

○委員長（江口是彦）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦